

運 営 規 程

社会福祉法人

和 の 里 福 祉 会

認定こども園 大和田保育園

運 営 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和の里福祉会（以下「本法人」という。）が、福井市大和田町第51号9番地に設置する認定こども園大和田保育園（以下「本園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 本園は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 本園の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。

3 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

4 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び福井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年福井市条例第31号。以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

(1)特定教育・保育(支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、教育（満3歳以上児に限る。）及び当該支給認定における保育必要量（支援法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2)時間外保育（延長保育）

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条に規定する時間の範囲内において、支援法第59条第2号に規定する時間外保育（延長保育）を提供する。

(3)一時預かり保育（幼稚園型）

やむを得ない理由により、1号認定の教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、支援法第59条第10号に規定する一時預か

りによる保育を提供する。

(4)一時預かり保育（一般型・余裕活用型）

主として特定教育・保育施設等に通っていない、又は在籍していない乳幼児で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものに対し、支援法第59条10号に規定する一時預かり保育を提供する。午前8時から午後4時まで、保育園で園児以外の生後6ヶ月から就学前の子どもをお預かりするものとする。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合は、この限りではないものとする。

(5)障がい児保育・特別支援教育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進するための保育を提供する。

(6)子育て支援事業

地域の子ども及び保護者に対し、子育てに関する相談を受けることによって、地域の子どもの発達を促す機会を提供する。

（職員の職種、職員数および職務の内容）

第4条 教育・保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、園児を全体的に把握し園務をつかさどる。

(2)副園長（兼保育教諭） 1名（常勤専従）

副園長は園長を助け、園務を整理し必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(3)主幹保育教諭 2名（常勤専従）

園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4)保育教諭 11名以上で、国の職員配置基準を下回らない人数とする。（上記(1)～(4)の常勤専従職員を除く常勤換算後）

園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務に従事する。

(5)栄養士 2名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(6)調理員 1名（常勤換算）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7)学校医 1名（非常勤）

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(8)学校歯科医 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9)学校薬剤師 1名

本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10)事務員 1名（常勤専従）

本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(特定教育・保育を提供する日)

第5条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から12月31日、1月2日から1月3日）及び祝祭日を除く。12月29日、12月30日は要望があれば保育を行う。

2 1号認定子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 8月11日 から 8月20日 まで
- (3) 冬季休業 12月25日 から 1月5日 まで
- (4) 学年末休業 3月26日 から 3月31日 まで
- (5) 学年始休業 4月1日 から 4月5日 まで
- (6) その他園長が必要と認めた日

※年度により多少前後する

(教育時間)

第6条 満3歳以上の園児に対する1日当たりの標準的な教育時間は、6時間とする。

(教育・保育を提供する時間)

第7条 保育を必要とする園児に対し、教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る教育時間

午前9時から午後3時までとする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後6時までの範囲内で、一時預かりを行う。

- (2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

- (3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

午前8時から午後4時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

- (4) 本園の開園時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前7時 から 午後7時

土曜日 午前8時 から 午後4時

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 本園においては、条例第13条第1項の規定により、園児の保護者の居住する市町が定める利用者負担額（保育料）を支給認定保護者から徴収する。

2 本園においては、条例第13条第3項の規定により、本園の教育・保育の質の向上を図るために、別表に掲げる特定負担額（上乗せ徴収）を支給認定保護者から徴収する。

3 本園においては、条例第13条第4項の規定により、別表に掲げる実費を支給認定保護者から徴収する。

(利用定員)

第9条 本園の支援法第31条第1項の利用定員は、支援法第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- | | |
|--|-----|
| (1) 支援法第19条第1項第1号の子ども（満3歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものを除く。以下「1号認定子ども」という。） | 3人 |
| (2) 支援法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。） | 42人 |
| (3) 支援法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども | 26人 |
| (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども | 9人 |

(利用の開始に関する事項)

第10条 本園は、利用申込のあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合については、条例第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

- 2 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育の必要性の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定に基づき市町が行う利用調整に従い決定される。
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用について、市町が行う利用の調整及び要請に対し、条例第7条の規定により、できる限り協力するものとする。
- 4 本園は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第12条 本園の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、福井市、支給認定を行った市町及び園児の保護者等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 本園は非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第15条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 条例第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(守秘義務の遵守)

第16条 本園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその保護者等の秘密を漏らさないものとする。

2 本園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその保護者等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

(情報提供等)

第17条 本園は、本園を主として利用する地域住民に対して、その行う教育・保育に関する情報提供を行うとともに、教育・保育に支障がない限りにおいて、乳幼児等の保育に関する相談及び助言を行うよう努めるものとする。

(苦情解決等)

第18条 本園は、その行う教育・保育に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、自ら教育・保育についての自己評価を行い、常に質の向上に努めるものとする。

(平等の原則)

第19条 本園は、園児の人権に十分配慮するとともに、その保護者の国籍、信条、社会的身分等の違いにより、差別的取扱いをしない。

(登降園)

第20条 本園の登降園については、原則として保護者が付き添うよう配慮する。

(欠席)

第21条 園児が欠席する場合は、保護者から口頭又は文書により報告を受けるものとする。

(休園)

第22条 本園は、園児又はその家族に伝染病等の発生により他の園児等に感染する恐れがあると認めたときは、休園させるものとする。

(保護者との連絡)

第23条 本園は、保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、健康状態、栄養状態、本園の運営等について保護者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(衛生管理)

第24条 本園は、園児が使用する食器その他設備、飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、必要な医薬品その他の医療品を備えておくこととする。

(給食)

第25条 給食の献立は、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。

2 前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、園児の栄養、嗜好を考慮したものとする。

3 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行う。

4 保存食及び食材は、マイナス20℃以下で2週間保存する。

5 検食は毎食実施する。

6 給食担当職員の検便は、毎月1回以上実施する。

(健康管理)

第26条 本園は、常に園児の健康に注意し、入園時及び毎年2回以上の定期健康診断並びに臨時の健康診断を実施し、その結果を理事長及び保護者に報告するとともに記録するものとする。

(安全管理)

第27条 本園は、常に園児の安全確保のために、次の事項を実施する。

(1) 門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検する。

(2) 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検する。

(3) 自動警報装置等の作動状況の点検等について、定期的に外部専門業者の点検を行う。

(4) 万一の場合の避難場所を掲示しておくとともに、保護者、地域、関係機関等との連絡体制を明確にしておく。

(改正)

第28条 この規程を改正、廃止するときは、本会理事会の議決を経るものとする。

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成23年4月1日に改定する。
3. この規程は、平成26年4月1日に改定する。

4. この規程は、平成27年4月1日に管理規程より運営規程に変更する。
5. この規程は、平成28年4月1日に改定する。
6. この規程は、令和元年10月1日に改定する。
7. この規程は、令和2年4月1日に改定する。
8. この規程は、令和6年4月1日に改定する。

別表（第8条関係）

1 実費徴収		(月額)	
項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
通園バス代	送迎のため	希望者(1歳以上) 2人目以降	1,300円 1,000円
給食費	副食費	3・4・5歳児の 2号認定 1号認定	4,500円

その他、教材費、園児ユニホーム夏用・冬用、遠足バス代等、実費徴収あり

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する保護者負担金

(1) 保育標準時間認定子どもに係る保護者負担金
市が定める金額

(2) 保育短時間認定子どもに係る保護者負担金
市が定める金額

3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金

平日 午後3時1分から午後4時まで 日額 100円（上限2,000円）
(午後4時1分以降は1時間ごとに100円追加徴収する)

※延長は午後6時まで

平日（長期休業期間）

午前9時から午後3時まで 日額 400円（給食代 別途徴収）
(午後3時1分以降は1時間ごとに100円追加徴収する)

※延長は午後6時まで

土曜日

午前8時から午前12時まで 日額 400円

(午前12時1分以降は1時間ごとに100円を追加徴収する)

※延長は午後4時まで